島

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日

目 次

規 則

○福島ロボットテストフィールド条例の施行期日を定める規則 ○福島ロボットテストフィールド条例施行規則

規 則

フ ィールド条例施行規則をここに公布する。 福島ロボットテストフィールド条例の施行期日を定める規則及び福島ロボッ -成三十年七月二十日 トテス

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第五十八号

福

福島ロボットテストフィールド条例の施行期日を定める規則

路(浪江)、滑走路附属格納庫(浪江)の項に限る。)、別表一の表(研究棟の部、試 三条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第十八号まで、 備(規則で定めるもの。 験用プラントの部及び試験準備棟の部に限る。)並びに同表二の表 福島ロボットテストフィールド条例(平成三十年福島県条例第六十三号。)の項に限る。)を除く。)の施行期日は、平成三十年七月二 同条第二項の表(滑走 (試験準備棟附属設 ただし、第

(産業創出課ロボット産業推進室

福島県規則第五十九号

福島ロボットテストフィールド条例施行規則

(趣旨)

1

(休館日)

第一条 この規則は、福島ロボットテストフィールド条例(平成三十年福島県条例第六 十三号。以下 |条例| という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 フィールドの全部又は一部について、臨時に休館し、又は臨時に開館することができ 以下同じ。)は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、テスト する県の休日とする。ただし、指定管理者(条例第五条に規定する指定管理者をいう。 日は、福島県の休日を定める条例(平成元年福島県条例第七号)第一条第一項に規定 福島ロボットテストフィールド(以下「テストフィールド」という。)の休館

げるものではない。 設等(条例第七条第一項に規定する施設等をいう。以下同じ。)を使用することを妨 前項の規定は、同項の休館日に条例第七条第一項の規定による承認を受けた者が施

(開館時間)

2

2

第三条 テストフィールドの開館時間は、 午前九時から午後五時までとする

- 当該各号に定めるとおりとする。 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる施設又は設備の使用時間は、 それぞれ
- 研究棟のうち研究室、保管庫及び貸出倉庫 午前零時から午後十二時まで
- 時まで 条例第三条に規定する施設のうち前号の研究棟以外の施設 午前九時から午後九
- 3 前二項に規定する開館時間又は使用時間を変更することができる。 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、

(使用の承認の申請の手続等)

第四条 条例第七条第一項前段の承認を受けようとする者は、福島ロボットテストフィー 定管理者に提出しなければならない。 ルド使用承認申請書(様式第一号)(第十条において「承認申請書」という。)を指

2 前項の申請書は、使用を開始する日の一年前の日から受け付けるものとする。 ただ

し、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 し、福島ロボットテストフィールド使用承認書(様式第二号) いて「承認書」という。)を交付するものとする。 指定管理者は、条例第七条第一項前段の承認をしたときは、 当該承認をした者に対 (次条及び第六条にお

4 者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。 指定管理者は、条例第七条第一項前段の承認をしないときは、 当該承認を申請 した

(承認事項の変更の手続等)

第五条 条例第七条第一項後段の規定による承認を受けようとする者は、 請書」という。)に前条第三項の規定により交付を受けた承認書を添えて指定管理者 テストフィールド使用変更承認申請書(様式第三号)(第十条において「変更承認申 に提出しなければならない。 福島ロボット

申請した者に対し、福島ロボットテストフィールド使用変更承認書 条において「変更承認書」という。)を交付するものとする 指定管理者は、条例第七条第一項後段の規定による承認をしたときは、当該承認を (様式第二号) 次

を申請した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならな 指定管理者は、条例第七条第一項後段の規定による承認をしないときは、 当該承認

3

(使用の承認の取消し等の手続) (使用の承認の取消し等の手続) (使用の承認の取消し等の手続き携帯し、指定管理者の請求があったときは、これをの承認を受けた者は変更承認書を携帯し、指定管理者の請求があったときは、これを変更の承認を受けた者(以下これらを「使用者」という。)は、施設等を使用すると提示しなければならない。

(使用の取りやめ) 使用者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。 **第七条** 指定管理者は、条例第八条の規定による使用の承認の取消し等を行うときは、

欄に掲げる附属設備の別ごとに、同表の中欄に掲げる規則で定める使用単位及び同表第九条 条例別表二の表(通信塔附属設備(規則で定めるもの。)の項に限る。)の上(使用料の額等) ときは、速やかに書面でその旨を指定管理者に届け出なければならない。第八条 使用者は、使用の承認又は使用の変更の承認に係る使用を取りやめようとする

の当該下欄に掲げる規則で定める額は、別表のとおりとする。

を経由して知事に提出しなければならない。 出の際又は変更承認申請書の提出の際、併せて知事が別に定める申請書を指定管理者第十条 条例第十条の規定による使用料の免除を受けようとする者は、承認申請書の提

(使用料の返還及びその手続)

島

額は、次のとおりとする。 第十一条 条例第十一条ただし書の規則で定める場合及び当該場合に返還する使用料の

とき 使用料の全額 使用者の責めに帰することができない事由により使用することができなくなった

福

2

使用料の返還を受けようとする者は、福島ロボットテストフィールド使用料返還申相当する額 一使用日の五日前までに、第八条の規定による届出があったとき 使用料の五割に

より通知するものとする。 決定し、その旨を福島ロボットテストフィールド使用料返還通知書(様式第五号)に3 知事は、前項の申請書の提出があったときは、使用料の返還の可否及び返還の額を

請書(様式第四号)を指定管理者を経由して知事に提出しなければならない。

(使用計画等の事前協議)

他必要な事項について、協議を行わなければならない。第十二条 使用者は、指定管理者と使用開始日の前日までに施設等の使用計画及びその

行に関し必要な事項は、知事が別に定める。 第十三条 この規則に定めるもののほか、テストフィールドの管理その他この規則の施

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2

条例附則第二項の規定により知事がテストフィールドの管理を行う場合にあっては、条例附則第二項の規定により知事がテストフィールド並は「知事」と、第二条第一項中「指定管理者(条例第五条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事のと、第三条第三項中「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事のと、第三条第三項中「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事のと、第三条第三項中「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事のと、第三条第一項中「指定管理者(条例第五条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)第二条第一項中「指定管理者(条例第五条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)第二条例附則第二項の規定により知事がテストフィールドの管理を行う場合にあっては、条例附則第二項の規定により知事がテストフィールドの管理を行う場合にあっては、

通信塔附属設備別表 (第九条関係)

一式一回	気象観測装置
一大二回	空域監視装置
使用単位	附属設備の別

又は夜間のそれぞれをいう。 |考||使用単位の欄中「一回」とあるのは、条例別表一の備考に規定する午前、午後

様式第1	문	(第4	.条	関係)
コペンフィ	′.	(2777	\sim	

平成30年7月20日 金曜日

※受付年月日 年 月 日 ※受付番号 第 号 ※承認番号 第 号

福島ロボットテストフィールド使用承認申請書

年 月 日

福島ロボットテストフィールド指定管理者

申請者 住所又は所在地 氏名又は名称及び 代表者の氏名 (電話番号)

印

次のとおり福島ロボットテストフィールドを使用したいので申請します。

使 (催	用のしの	D 目 的 D 名 称)								
使用	ます!	る施設	の名称	使	用		期		間	
					年	:	月	日		時から
					年	:	月	日		時まで
使 用	すす	る設備	の名称	使	用		期		間	
					年	:	月	日		時から
					年	Ė	月	日		時まで
					年	Ē	月	日		時から
					年	Ē	月	日		時まで
営币	小目 自	りの有無	有·無							
入場	料徵	収の有無	有 •無	入場料の最	高額() 円	}		
入;	場 予	定者数	入場者数	枚(約 人)						
使用	所	属 名								
币 責 任	役罪	戦・氏名								
者	電	話 番 号								
その) 他 参	* 考 事 項								
※ 使	用承	認の条件								
※受	付者				※使用料	·合計				円

備考

- 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 「入場料徴収の有無」とは、入場料、会費等の名称のいかんを問わず入場の対価としての 金銭の徴収の有無をいいます。
- 3 使用時間は、準備及び撤去の時間を含めて記載してください。
- 4 設備の使用時間は、実使用時間を記載してください。
- 5 指定管理者が内容確認のため必要と認める資料を添付してください。

様式第2号(第4条、第5条関係)

福島ロボットテストフィールド使用(使用変更)承認書

		承認年月日	年	月	日	承認番号	第	号
申請者	住所又は所在地					電話番号		
者	氏名又は名称及び 代表者の氏名							

	用の目的						
使用	引する施設 ∅	の名称	使	用	期		間
				年	月	日	時から
				年	月	日	時まで
使用	引する設備の	り名称	使	用	期		間
				年	月	日	時から
				年	月	日	時まで
				年	月	日	時から
				年	月	日	時まで
営利	川目的の有無	有 ·無					
入場	料徴収の有無	有·無	入場料の	最高額()	円	
入場	場予定者数	入場者数	女(約 人)				
使用	所 属 名						
責任	役職・氏名						
者	電話番号						
その)他参考事項						
	引(仕様変更) 認 の 条 件						
使 用	月料合計金額						

備考 この承認書は、他人に譲渡し、又は貸与しないでください。

上記のとおり福島ロボットテストフィールドの使用(使用変更)を承認します。

福島ロボットテストフィールド指定管理者 印

様式第3号(第5条関係)

平成30年7月20日 金曜日

※受付年月日	年	月	日	※受付番号	第 号	※承認番号	第	号
--------	---	---	---	-------	------	-------	---	---

福島ロボットテストフィールド使用変更承認申請書

年 月 日

福島ロボットテストフィールド指定管理者

申請者 住所又は所在地 氏名又は名称及び 代表者の氏名 (電話番号)

印

_ 次のとおり	福島ロボット	・アストフィ	ールド	の使用を	 於認事工	貝を多	と更し	たいの	で甲請し	ます。	
当初使用殖	承認年月日	年	月	日	承	認	番	号	第		号
使用の(催しの											
使用す	る施設の	の名称		使		用		期		間	
							年	月	日		時から
							年	月	日		時まで
使用す	る設備の	の名称		使		用		期		間	
							年	月	日		時から
							年	月	日		時まで
							年	月	日		時から
							年	月	日		時まで
営利目的	りの有無	有·無									
入場料徴	収の有無	有·無	-	入場料の	最高額	()円		
入場予	定者数	入場者数	女(約	人)							
使 所	属 名										
	戦・氏名										
	話 番 号										
その他参	考事項										
※使用承	認の条件										
※受付者						使用	料合	計			円

備考

- 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 変更がある事項のみ記入してください。
- 3 交付済みの使用(使用変更)承認書を添付してください。
- 4 指定管理者が内容確認のため必要と認める資料を添付してください。

様式第4号(第11条	関係)

※受付年月日 年 月 日 ※受付番号 第 号 ※承認番号 第 号

福島ロボットテストフィールド使用料返還申請書

年 月 日

福島県知事

申請者 住所又は所在地 氏名又は名称及び 代表者の氏名 (電話番号)

印

次のとおり福島ロボットテストフィールドの使用料の返還を申請します。

人のこれが田田中かり	トノストノオールトリカ使用を	1000000円明しより。		1
使用承認年月日	年 月 日	承 認 番 号	第	号
使用する施設・設備名				
使用の目的(催しの名称)				
返還申請理由				
既 納 使 用 料	円	使用料納入年月日	年	月 日
返還金振込先	金融機関名 預金種別 口座名義人	支店名 口座番号		
使 用 料	返還の根拠	返 還 率	返 還	金額
※ 円	*	*	*	円

備考

1 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第5号(第11条関係)

福島ロボットテストフィールド使用料返還通知書

		承認年月日		年	月	日	承記	認番号	第	号
申	住所又は所在地	<u>t</u>					電話	番号		
請者	氏名又は名称及 代表者の氏名	O ^r								
庙 田	引承認年月日	年 月 []	承	釼	番号	1.	第		- 号
又力	7 外 配 十 万 百	十	_	升	th CV	THT /	J	<i>স</i>		7
使用	する施設・設備名									
使 (催	用の目的									
νħ.	定内容	返還の理由								
決	定内容	返還額			Р]				

年 月 日付けで申請のありました福島ロボットテストフィールド使用料の返還につきましては、上記のとおり決定しましたので通知します。

福島県知事印

福

(産業創出課ロボット産業推進室)